

## 島根県地域医療再生計画事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

- 1 県は、地域における医療課題の解決に向けて策定する地域医療再生計画（医療機能の強化、医師等の確保等の取組その他の地域における医療に係る課題を解決するための施策について、県が定める計画をいう。以下同じ。）に基づく事業を実施することを目的として、平成21年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱（平成21年6月5日厚生労働省発医政第0605003号厚生労働事務次官通知の別紙）に基づき造成された基金を財源の一部として予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付については、地域医療再生基金管理運営要領（平成21年6月5日医政発第0605008号厚生労働省医政局長通知の別紙）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

## (交付の対象事業)

- 2 この補助金は、「島根県地域医療再生計画事業実施要綱」に基づき実施する次の事業を交付の対象とする。

## (1) 医師の確保対策事業

ア	地域赴任医師研修資金支援事業	(別記1)
イ	非常勤医師交通費支援事業	(別記2)
ウ	医師事務作業補助者設置支援事業	(別記3)
エ	専門医・指導医資格取得支援事業	(別記4)
オ	医師等勤務環境支援事業	(別記5)
カ	後期研修医国内外研修支援事業	(別記6)
キ	医療技術トレーニング支援事業	(別記7)
ク	地域で支える病院勤務医支援事業	(別記8)
ケ	在宅当番医制等支援事業	(別記9)

## (2) 看護職員の確保対策事業

ア	養成所専任教員の資質向上のための研修事業	(別記10)
イ	新人看護職員の確保に関する支援事業	(別記11)
ウ	看護職員の離職防止支援事業	(別記12)
エ	新人看護職員研修事業	(別記13)
オ	先輩看護職員キャリアアップ応援事業	(別記14)
カ	医療従事者に対するメンタルヘルス支援事業	(別記15)
キ	中学生・高校生の一助産師体験事業	(別記16)
ク	県外の看護職・潜在看護職就業促進事業	(別記17)

## (3) がん診療・検診対策事業

ア	がん情報提供促進病院支援事業	(別記18)
イ	がん診療連携推進病院機能強化事業	(別記19)

## (事業者)

- 3 交付対象事業を実施できる者は、別表の第1欄に定める事業種目毎に、第5欄に定める事業者とする。

## (補助対象経費等)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、別表の第1欄に定める事業種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付の決定は、次に掲げる事項を条件として付する。
  - (1) 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (2) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
  - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
  - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で単価が50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械及び器具については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
  - (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
  - (9) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
  - (10) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けなければならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
  - (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式5により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事は報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(補助金の交付申請)

- 6 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
  - (1) 補助事業者は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式1を知事に提出するものとする。
  - (2) (1)の申請書を提出するに当たっては、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税相当額(消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。))のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明確でない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(事業内容の変更等の申請)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

- 8 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払をすることができる。補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 9 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。
- (1) 補助事業者は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
  - (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、補助金の金額が概算払により交付された場合には、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度の4月末日までに知事に提出する。
  - (3) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出するに当たって6の(2)のただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - (4) 6の(2)のただし書により交付の申請をした補助事業者は、(1)の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(3)の規定により減額した各事業実施主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(書類等の提出)

- 10 補助事業者が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、医療政策課へ提出する。

(補則)

- 11 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附則 (平成22年7月12日医第334号)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則 (平成23年4月22日医第137号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則 (平成23年12月26日医第972号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附則 (平成24年5月16日医第185号)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則 (平成25年9月30日医第876号)

この要綱は、平成25年7月28日から適用する。